

平成 29 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

平成 29 年度事業の基本的考え方

- 平成 29 年度は、①社会福祉法人制度改革への対応、②生活困窮者自立支援制度への対応、③各福祉分野の制度見直しと報酬等改定への対応、を最重点課題とし本会各構成団体間の連携を一層密にし、重点的に取り組む。また、大規模災害の被災地支援活動に継続的に取り組む。
- 社会福祉法人制度改革は、福祉の主たる担い手としての社会福祉法人の地域での存在をより強固にしていくものであり、全ての社会福祉法人が誠実かつ主体的に取り組めるよう、必要な条件整備等について継続的に対応する。ガバナンスや財務規律強化の取り組み、地域における公益的な取り組みによる公益性や情報開示による非営利性の明示については、今後の社会福祉法人のあり様にも大きく影響する重要事項であるため、各社会福祉法人による着実な実行を促す取り組みを強化する。
- また、責務化された地域における公益的な取り組みは、これまでも多くの社会福祉法人で実践しているが、更なる実践を推進し社会にアピールしていく取り組みを強化する。さらに、都道府県社協や市区町村社協と社会福祉法人のネットワークによる取り組みを推進し、地域を基盤としたセーフティネットづくりに向けた取り組みを推進する。
- 生活困窮者自立支援制度への対応については、都道府県および市区町村社協と連携し、福祉関係者による実践の推進を図る。引き続き、自立相談支援事業の着実な推進、家計相談支援事業、就労準備支援事業等の任意事業の拡充に取り組む。その際、社会福祉法人による地域公益活動に結びつけながら推進を図る。また、平成 30 年度の生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて適切な対応を図る。
- また、「一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会」の実現は、「全社協福祉ビジョン 2011」で掲げた“めざす福祉の姿”と、その基本的考え方は同一のものと言える。国においては、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけた検討が進められることから、その動向を十分に把握し、社協がすすめてきた地域福祉推進の基盤整備と地域での実践が一層促進されるよう取り組みを強化するとともに、積極的な提言や要望活動等を行う。

- 平成 30 年度に集中する各福祉分野（生活困窮、介護、障害、子ども・子育て等）の制度見直しと報酬等改定について、各構成団体との連携により適時・適切な対応を図る。
- 東日本大震災や熊本地震など大規模災害被災地の支援については、被災地の福祉課題の変化や公的支援策の動向をふまえ、被災地福祉関係者と福祉課題を共有するとともに、中長期的な視点に立って被災地福祉関係者の活動の支援に取り組む。
- 本会では、これらの考え方を基本に置き、各部・所が協力して、平成 29 年度事業を遂行する。

重点事業

I. 社会福祉諸制度の改革等への対応

1. 社会福祉法人制度改革への対応

- ・ すべての社会福祉法人が改正社会福祉法で要請されている事項への取り組みを実行すすめるために必要な事業に継続的に取り組む。とくに、ガバナンス、財務規律強化、地域における公益的な取り組みは、今後の社会福祉法人のあり様にも大きく影響する重要事項であるため、都道府県・指定都市社協並びに社会福祉法人経営者協議会、各種別協議会等関係組織との連携・協働により、きめ細かい情報提供とフォローアップ、進捗状況の把握と適時・適切な対応を行うなど、実効ある取り組みを行う。その際、関係部・所の共通課題認識のもと推進することが重要であり、法人制度改革・人材確保推進室において適宜連絡・調整等を行う。
- ・ 地域における公益的な取り組みの全国的な推進に向け、「市区町村社協と社会福祉法人・施設の協働による地域の公益的な活動の推進方策」を普及するとともに、各地における取り組みに関する状況把握と実践事例等の収集、情報提供を行うなど、社協と社会福祉法人の協働による取り組みを拡げる。
- ・ 社会福祉法人税制については、これを堅持するため、国・自治体への働きかけを継続的に進める。

2. 福祉・介護人材の確保、定着、養成に向けた取り組みの推進

- ・ 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」と取組方策をふまえ、都道府県・指定都市社協における取組状況について情報収集を行うとともに、都道府

県段階、複数法人の連携・協働による人材確保対策の取組展開を促進する。

- ・ 離職介護福祉士等の届出制度の円滑な実施に向けて、都道府県福祉人材センターにおける業務システムの適正な運用、届出者の確保に向けた広報活動の推進、届出者への適切な情報提供等の取組みを推進する。
- ・ 種別協議会との連携・協働により、福祉施設における人材確保と、専門性の高い職員養成や処遇改善の推進等に向けた取組みを進める。
- ・ 介護、保育人材確保等を目的とした各種貸付事業の円滑な運営に向けて、都道府県社協への支援等に必要な取組みを行う。

3. 生活困窮者自立支援事業の見直しに向けた対応

- ・ 事業を受託する社協等の取組みの状況や実践上の課題を明らかにし、都道府県・市区町村社協と連携して課題の解決と取組みの普及促進を図るとともに、平成30年度の生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、適切な対応を図る。

4. 新たな地域福祉施策への対応

- ・ 一億総活躍社会づくりにおける「地域共生社会」の実現に向け、身近な圏域における住民主体による課題把握、解決の仕組みづくりとともに、市町村における包括的相談支援体制の整備を進めることが方針化されている。こうした地域づくりの施策に、住民参加による地域福祉活動と地域づくりの推進を図ってきた社協の取組みが反映されるよう、都道府県・指定都市社協と連携し、市町村の状況や課題を把握し、提言や要望活動を行う。

5. 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- ・ 子ども・子育て支援新制度の5年目の見直し（平成32年度）に向けて、種別協議会との協働により課題整理等に早期に着手するとともに、意見表明や要望活動を行い、各種施策の充実に向けた取組みを進める。
- ・ また、児童福祉法改正に伴う新たな社会的養育・地域における児童への包括的な支援体制への対応について、社会的養護関係の種別協議会活動を通じて、今後の児童福祉施設のあり方を協議し、提言や意見表明を行う。
- ・ 深刻さを増す児童虐待の防止策や子どもの貧困問題への支援策について、幅広く関係者と連携し、具体的な取組みを推進するため、調査研究事業や各種研修事業に取り組む。
- ・ 全国退所児童等支援事業連絡会において、社会的養護施設等を退所する児童の自立支援活動を促進・強化するための仕組みづくり、効果的な支援事業の提言に向けたモデル事業を行う。

6. 障害保健福祉施策の拡充への取り組みの推進

- ・ 障害者権利条約の批准と障害者差別解消法施行を踏まえ、障害者の権利擁護、共生社会の実現のための環境整備等をより一層推進するため、地域社会における障害の理解促進など啓発活動を展開する。
- ・ 平成 30 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、種別協議会と協働し、エビデンスに基づいた要望や意見提出など必要な対応を図る。また、平成 30 年 4 月施行の改定障害者総合支援法における新たな支援サービスに関し、関係団体と連携し、その具体化等にあたって厚労省等へ働きかけを行うとともに、サービスの内容を利用者やその家族に向けて、インターネットやパンフレット等の媒体により広報啓発活動を行う。
- ・ 優先調達推進法を踏まえた官公庁の発注実績および都道府県の共同受注体制の取り組み状況に関する調査分析を進め、同法の一層の活用に向けて、障害者就労支援関係団体と協力して全国での推進活動を継続する。さらに、障害者就労支援事業所等の工賃向上に資する共同受注の推進と民需の拡充施策の構築をめざす。

7. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- ・ 高齢者保健福祉団体連絡協議会において、医療・介護・福祉等全国組織の参画をえて懇談会を開催し、介護報酬改定やその他、各団体が共通する課題について検討を行う。
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会と協力し、平成 37(2025) 年をめざし構築が進められている地域包括ケアシステムや介護保険制度の見直しについて、意見表明や提言を行う。
- ・ 新地域支援構想会議において、各地域の介護予防・生活支援サービス事業等の充実や、住民主体の地域の支え合い体制の構築に向け、参画団体と連携し支援や強化の方策を協議し、その具体化を図る。また、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行の最終年であることから、移行に伴う課題や対応について協議し、構想会議として必要な意見表明や提言等を行う。
- ・ 地域で生活する認知症高齢者が増加するなか、認知症高齢者が安心・安全に生活するための支援と仕組みづくりについて課題整理を行い、必要な取り組みの明確化と推進を図る。

8. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- ・ 社会保障および各福祉分野の制度改革の動向を把握し、実情・課題に基づき政策委員会構成組織との協働により必要な提言や要望を行う。
- ・ 消費税増税の延期と歳出抑制を踏まえた社会福祉予算の確保および現行の社会福祉法人税制堅持の要望を行う。また、規制改革推進会議等におけるイコールフッ

ディング、公益法人課税の検討、国家戦略特区、地方分権改革等における規制緩和事項等などへの課題提起と対応を図る。

- ・ 社会福祉法人制度改革に関連する取組状況の把握と課題を整理・検証し、各社会福祉法人の制度改革への確実な取り組みを働きかける。
- ・ 社会福祉を取り巻く情勢変化を踏まえ、福祉関係者間の一層の連携・協働を推進することをめざし、「全社協福祉懇談会」を開催する。

II. 福祉サービスの質の向上、権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- ・ 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、福祉施設・事業所におけるサービスの質の改善・向上への継続的な取り組みを推進するため、社会福祉法人・福祉施設等関係者、都道府県の事業実施組織との連携を図り、福祉サービス第三者評価の受審や苦情対応体制の整備等を促進する。
- ・ 福祉サービス第三者評価事業については、本会における受審促進目標の検討・策定とあわせて、社会福祉法人・福祉施設等関係者との連携による受審促進を実施する。また、評価機関・評価調査者の資質向上を図るため、講師養成、研修ツールの作成等を行い、都道府県推進組織の支援を行う。
- ・ 都道府県運営適正化委員会については、苦情・相談受付状況の調査・分析を行い、各都道府県社協および福祉施設・事業所に情報提供するとともに、研究協議会等の開催により活動支援を行う。

2. 権利擁護、日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

- ・ 日常生活自立支援事業等について、マニュアル等の普及や、ブロック会議・研修等を通じて制度動向等に関する情報提供と共有、課題の協議、意見交換等を行う。また、地域における総合的な権利擁護体制構築の推進を図るため、成年後見制度の実施状況を把握するなどの必要な取り組みを行う。
- ・ 障害者権利条約の理解の一層の普及、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の理解促進等、地域社会における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を進める。また、障害者虐待防止法の理念に照らしつつ、障害者施設・事業所および厚生関係施設において虐待防止・権利擁護の理念徹底を進め、さらに実効性の高いものとしていくために研修を継続実施する。
- ・ 子ども家庭福祉の推進基盤（プラットフォーム）の形成に向け、児童虐待防止の推進策の検討と取り組みを進める。

Ⅲ. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

- ・ 地域福祉・生活支援の拠点づくり、相談活動、見守り・支援活動、生活支援活動など小地域を単位とする住民の福祉活動を更に推進するため、事例収集、発信を行う。
- ・ 生活支援サービスの推進に向けて、介護保険制度による新たな総合事業や生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）の実施促進を新地域支援構想会議とも連携して進める。
- ・ 社協らしい介護保険サービスや在宅福祉サービスの実施を推進するため、「社協・介護サービス事業経営の手引き」の普及、事例収集、発信を行う。
- ・ 社会福祉法改正の動きを踏まえ、地域福祉推進の基盤拡充に資する地域福祉計画や地域福祉活動計画について、先行事例などの情報収集や発信を行う。

2. 地域における総合相談・生活支援システムの確立

- ・ 「社協・生活支援活動強化方針」の具体化を目指し、生活困窮者自立支援事業、総合相談・生活支援システムの確立を推進し、市区町村社協における総合相談機能の強化を図る。
- ・ 生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、社協が実施する生活福祉資金貸付事業、権利擁護事業、介護保険等各種事業等との総合的な推進を図り、地域における総合相談・生活支援システムを充実する
- ・ 生活困窮者自立支援事業については、自立相談支援事業および家計相談支援事業等任意事業の社協による実施を促進するとともに、事業を受託できていない社協や町村社協における生活困窮者支援のあり方や推進方策について検討する。また、相談支援員等の養成研修を継続実施する。

3. 生活福祉資金貸付事業の充実

- ・ 生活困窮者自立支援制度との具体的な連携状況について、厚労省の生活困窮者自立支援制度の見直しの動向を踏まえ、検証、検討を行い、効果的な連携の確保につなげる。
- ・ 原資取り崩しによる事務費充当の最終年度の予定であり、平成 30 年度以降の取り扱いについて厚労省に対し予算確保への協議、働きかけを行う。

4. 民生委員・児童委員活動の一層の推進～民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施

- ・ 民生委員制度創設 100 周年にあたり、全民児連を中心に、100 周年記念大会（平

成 29 年 7 月 9 日・10 日)、全国一斉モニター調査等の記念事業を実施する。とくに、厚労省等と連携・協力し、広く国民に民生委員・児童委員制度の周知に努める。

- ・ また、100 周年からの向こう 10 年間の民生委員・児童委員活動および民児協活動の方針や重点課題をまとめた「100 周年活動強化方策」を策定し、それに基づく全国的な取り組みを推進する。

5. 新たな貸付事業の運営支援

- ・ 介護福祉士就学資金、保育士修学資金等貸付事業など、都道府県・指定都市社協における新たな貸付事業の実施状況、貸付状況等を定期的に把握するとともに、必要な情報を随時提供する。一部の資金については、平成 28 年度の貸付実績が限定的である状況もみられたことから、平成 29 年度の貸付状況を踏まえつつ、関係組織と連携し、貸付事業の周知を図る。

6. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」の推進に向けて、会議・研修会等での説明を通じて全国の関係者への普及を継続的に行う。
- ・ 誰もが社会参加できる地域づくりに向けた福祉教育を推進するため、平成 27 年度モデル事業「社会的包摂に向けた福祉教育」プログラムに係る事例集の周知・普及を図る。あわせて、福祉教育のより広い展開や市民の社会参加を促進するための手法に係る研究を進める。
- ・ 広域的・全国的な支援を要する災害に対し、災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営等支援を行うとともに、必要な人材の派遣や調整を多様な組織と連携しつつ実施し、災害ボランティアセンター等の広域的な後方支援を行う。さらに、被災地の災害ボランティアセンターの負担軽減に向けた情報整理・発信についての研究を進める。

7. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 社会福祉法改正等の諸制度改正の動きを踏まえ、「市区町村社協経営指針」の見直しを行い、会議・研修等を通じ、各社協への周知を図る。
- ・ 全社協・地域福祉推進委員会に企画小委員会を設置し、地域福祉の推進と社協基盤の確立強化に関する検討を行う。

IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- ・ 福祉・介護マッチング強化事業への取り組み支援をはじめとする本会のこれまで

の取り組み、都道府県福祉人材センターの現状、介護・保育分野の人材確保に関する諸制度の動向を踏まえ、各センターの機能強化に向けた取り組みの一層の推進を図る。

- ・ 中高年齢層や、未就業の女性等への啓発等により福祉、介護の仕事への従事に向けた働きかけを行うとともに、求人事業所に対する人材マネジメントに関する研修の実施や研修資料の普及等を行い、多様な人材の参入の促進と、多様な求人ニーズに対応した更にきめ細かなマッチングの充実強化を図る。

2. 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 「介護職員実務者研修課程」の実施県・市社協における円滑な研修運営を支援するため、事務担当者会議を開催して情報共有を図るとともに、受講者拡大に向けた広報活動の強化に取り組む。また、講師団会議を開催し教育内容の標準化、指導方法の統一を図る。未実施県・市社協に対しては、研修の意義・必要性を引き続き周知するなど、県・市社協での実施を促進する。
- ・ 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における本課程の実施促進とともに、種別協議会と協力した社会福祉法人等の受講促進など、引き続き普及・定着を図る。
- ・ 「社会福祉士養成通信課程（短期養成課程）」の円滑な実施と国家試験受験対策講座の充実を図るとともに、さらなる受講者拡大の方策を検討する。

V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

- ・ 国際活動に取り組む福祉関係団体や国際交流・支援活動を行う NGO 団体などとの連携強化、国内に向けた海外の福祉情報の提供の充実、日本の福祉に関する情報と全社協の活動の海外への発信、海外からの日本訪問の受け入れ等を充実・強化する。そのために、国際交流・支援会員制度の会員の拡大を図る。また、国際社会福祉協議会（ICSW）および同北東アジア地域（NEA）の活動に全社協として加盟・参加することをとおして、国際社会福祉の進展に寄与する。
- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修を実施するとともに、「修了生支援事業」を実施し、修了生の母国における福祉活動への支援（助成）を行う。
- ・ アジア社会福祉従事者研修の修了生の母国を中心にアジアの国ぐにを訪ねるスタディー・ツアーを実施し、各国の福祉活動に接し、意見交換を行うことにより、それぞれの国の実情を学ぶとともに交流を深め、日本の民間社会福祉関係者による国際協力・支援活動の充実につなげる。
- ・ 台湾・韓国・日本の民間社会福祉代表者会議を開催する（12月・大阪）。台湾・

韓国・日本の社会福祉をめぐる課題や民間社会福祉関係者の取り組みについて情報交換を行い、3か国間の相互理解と協力関係の強化を図る。

VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- ・ 福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得るべく、マスコミ関係者への働きかけを通じ、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の活動に関するPRを広く国民に届くよう積極的に進める。
- ・ 「全社協 ActionReport」を月2回発行し、種別協議会の動きや各福祉分野の改革への対応、社会福祉法人制度改革への取り組みなど、時宜にかなった情報提供を行い、一層の内容の充実を図る。
- ・ マスコミ関係者に向けたプレスリリースの配信を定例化して全社協の取り組みについての情報提供を行うとともに、定期的な懇談による日常的な関係づくりを進め、本会の広報機能の充実・強化を図る。
- ・ 社会福祉事業（施設）、活動や重点課題に関して、広く国民向けの解説、動画や事例による紹介を作成し、ホームページ上に公開する。
- ・ 会議・セミナー等に開催を通じ、都道府県・指定都市・市区町村社協、福祉施設等への広報力の強化支援を行う。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- ・ 本会全体の取り組みとして、月刊雑誌および参考図書の内容の充実を図り、幅広い福祉関係者にとって有意義で活用される雑誌・図書を刊行する。
- ・ 参考図書刊行事業の収益の拡大に向け、社会福祉制度の動向等をふまえた企画の充実や、購読者ニーズにマッチした企画・編集に努め、時宜にかなった企画・刊行を進める。
- ・ 月刊誌の定期購読者の継続促進、購読者の拡大に向けた方策の検討を行うとともに、新刊図書の綿密な販売計画の策定や、各養成校等における教科書採用等の販路拡大に重点的に取り組むなど、月刊誌・参考図書の販売促進と広報宣伝の強化に努める。

VII. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- ・ 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会において、福祉諸制度改革等の影響による都道府県社協・指定都市の経営環境・課題を踏まえ、経営にかかる基本的な指針等の枠組みについて検討する。

- ・ また、同委員会において、「福祉ビジョン第 2 次行動方針」に関する都道府県社協、指定都市社協での取組方針等に基づく事業・活動を促進する。

2. 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営

- ・ 新霞が関ビルの安定経営の確保に向けては、良質なビル環境の維持、必要な設備更新等を行い、もって入居テナントとの契約維持、賃料収入の確保に努める。
- ・ ロフォス湘南の運営については、中央福祉学院主催研修を基本としつつ、種別協議会等の利用を勧奨し、施設利用の促進を図る。また、宿泊施設の経営方針に基づき、受講者ニーズを踏まえたサービスの向上を図るなど、宿泊施設の稼働率を確保する。施設の運営管理については、中長期修繕計画を踏まえ、必要な設備更新等に取り組む。

3. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 引き続き財政状況および市場動向を注視しつつ、安定的な制度運営の推進と適切な資産運用を進めるとともに、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

4. より適正な業務執行体制の確立

- ・ 第二期中期経営計画を踏まえ、事業の重点化、効率化を進めるとともに、ガバナンスの強化、財務規律に沿った財政管理に取り組む。また、本会事業・組織について、社会福祉法人制度改革の動向を踏まえつつ、ナショナルセンターとしての機能強化の観点から必要な見直しを進めるとともに、事務局機構・体制の強化に向けて計画的な実施を図る。
- ・ 監事ならびに会計監査人との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化を図る。

VIII. 大規模災害対策の推進および大規模災害被災地福祉関係者の支援

- ・ 大規模災害対策基本方針に関して、都道府県・指定都市社協を中心とした関係団体における対応状況を確認しつつ、今後の対応方策について検討を深め、同方針に基づく災害時の対応力の強化に向けて、必要な体制整備や手順の具体化を図る。あわせて、本会「緊急事態に対する業務継続計画（BCP）」の実施体制の維持・強化を図り、有事に備える。
- ・ また、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模災害被災地社協に対する情報交換と共有の場への支援、県社協の被災市町村社協への支援の協力を行うとともに、支援活動の状況、成果や課題等を検証し、大規模災害対策基本方針の具体化をはじめ、今後の対応のあり方検討につなげる。